

「岐阜県消防広域化推進計画」

平成20年 3月

岐 阜 県

第1章 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

【計画策定の背景】

昭和23年3月7日の消防組織法（昭和22年法律第226号）の制定により、消防事務は市町村の責任となり、各市町村においては消防機関を設置し、体制の整備を進めてきました。一方、近年、災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は急速に変化してきており、また今後は、人口の減少とともに少子高齢化が進み、高齢者の救急搬送の増加や、消防団員の担い手の不足も懸念されています。

消防は、このような変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があり、特に、いわゆる「常備消防」と呼ばれ、常時職員を配置して消防活動を行っている消防本部には重大な責任があります。

〔市町村の消防機関の構成〕

常備	消防本部…市町村の消防事務を統括する機関 消防署……消防活動を第一線に立つて行う機関(消防本部の下部機関)
非常備	消防団……自らの意思で参加した住民有志により組織される公的機関

また、現在、県内の常備消防は、42の市町村による22の消防本部体制で運営されていますが、特に当県においては、管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部が16と約7割を占めている状況にあります。小規模消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での諸課題が指摘され、消防体制としては必ずしも十分でない場合があります。

県内には22消防本部があり、その配下に消防署48及び分署等58があります。

岐阜市……消防署(3)、分署(11)	郡上市 ……消防署(2)、出張所(1)
高山市 ……消防署(1)、分署等(7)	下呂市 ……消防署(3)、出張所(1)
多治見市…消防署(3)	海津市 ……消防署(1)、分署(1)
中津川市 …消防署(3)、分署(3)	養老町 ……消防署(1)、分署(2)
瑞浪市 ……消防署(1)、分署(1)	不破消防組合 ……消防署(2)
羽島市 ……消防署(1)、分署(2)	本巣消防事務組合 …消防署(3)、分署(1)
恵那市 ……消防署(3)、分署(1)	揖斐郡消防組合 ……消防署(1)、分署(3)
土岐市 ……消防署(2)、分駐所(1)	可茂消防事務組合…消防署(3)、分署等(9)
各務原市…消防署(4)、分署等(3)	大垣消防組合……消防署(3)、分署等(4)
山県市 ……消防署(2)	中濃消防組合……消防署(2)、分署等(6)
飛騨市 ……消防署(2)、分署(1)	羽島郡広域連合 ……消防署(2)

(補足)消防本部名の**太字**は管内人口10万人未満(H19.4.1現在)であることを示す。

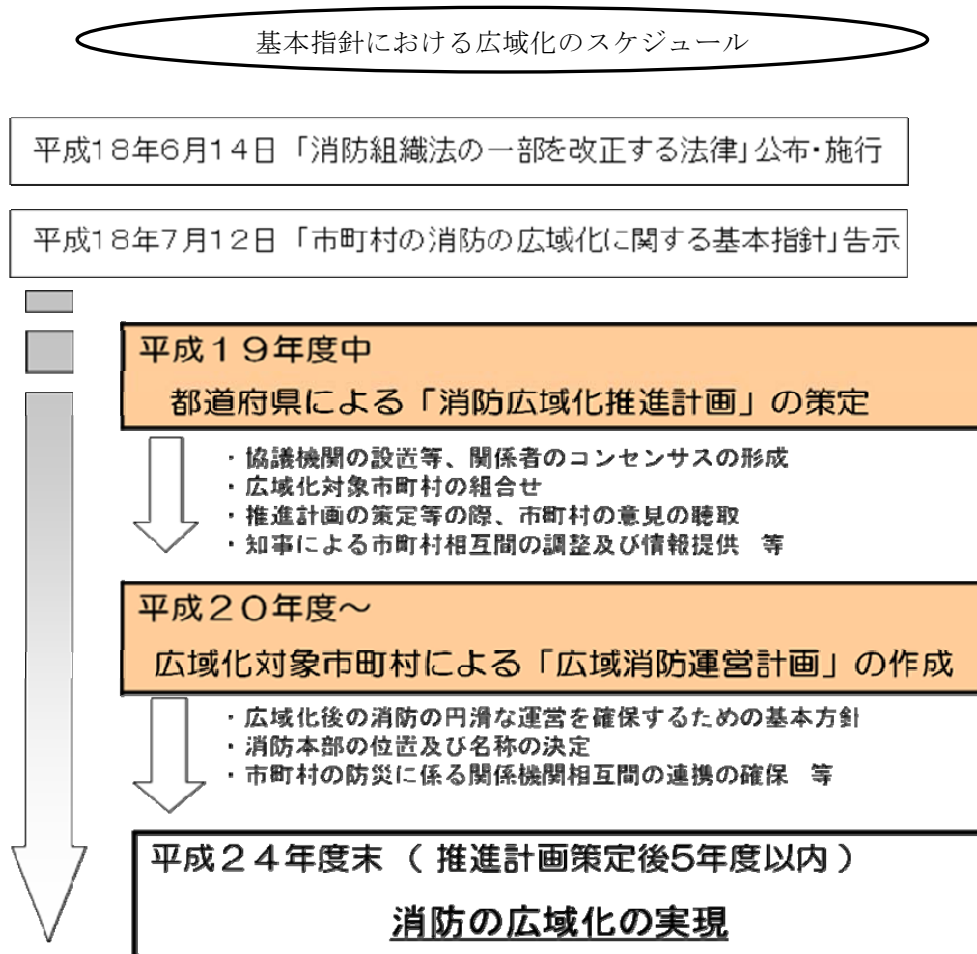
このような消防の現状と今後を踏まえ、これらの課題を克服するために極めて有効とされているのが「市町村の消防の広域化」です。

このため、平成18年6月に消防組織法の一部が改正され、市町村の消防の広域化について、基本的な理念及びその推進の枠組みに関する規定が整備されました。

その消防組織法第31条において、「**広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行われなければならない**」と理念を定めています。

また、同法第33条第1項においては、「**都道府県は、基本指針に基づき、当該**

都道府県の区域において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下、「推進計画」という。）を定めるものとする。」と規定され、また同年7月に消防庁長官が定めた「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年7月12日付け消防庁告示第33号）（以下「基本指針」という。）の中では、都道府県における推進計画策定後、5年度以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現することなど、広域化に関するスケジュールが示されました。



1 本計画の目的

本計画は、当県における推進計画として、消防組織法及び基本指針に基づき、消防の広域化を推進する必要があると認める市町村（以下、「広域化対象市町村」という。）について、その自主的な広域化を計画的かつ円滑に推進し、消防体制の充実強化を図ることを目的として策定するものです。

2 広域化の取組期間

本計画における消防の広域化は、推進計画策定後5年度以内の平成24年度までを目途として、その実現に努めることとします。

3 広域化の対象

消防本部（下部組織である消防署を含めた消防本部の全体）を対象とします（消防団は対象としません）。

4 広域化に関する基本的な考え方

(1) 広域化の定義

本計画における「市町村の消防の広域化」とは、消防組織法及び基本指針に規定されているとおり、**2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること**を意味します。

(2) 基本的な考え方

当県においては、消防が市町村の自治事務であることを踏まえ、市町村の意見を十分にお聴きし、その結果に従って、計画の策定に取り組むことを基本とします。

また、当県で広域化を推進するにあたっては、

- ①第一線の消防活動を行う消防署や分署は現状の体制を活かし、その機能を低下させないようにする。
- ②消防本部機能を集約し、総務部門や指令部門の効率化によって生み出された人員は、現場活動要員として活動させたり、また救急・救助隊員や予防要員の専任化を図ったりすることに充てる。

という考え方で取り組み、**消防力の充実強化につなげ、ひいては住民のサービスの向上に資することを基本**とします。

このような考え方で取り組む広域化には、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが期待されます。具体的には、

- ①災害発生時における初動体制の強化
- ②統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤財政規模の拡大に伴う高度な車両・資機材の計画的な整備
- ⑥消防署所の管轄区域の適正化による現場到着時間等の短縮

等、**消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化**が期待されます。

詳細な効果については、平成20年度以降に広域化に取り組む市町村において、どのような消防体制を構築していくかを具体的に検討していくことで導き出されるものですが、広域化の効果を発揮できるよう、十分に協議することが重要です。

なお、本計画の策定をもって、平成9年3月に当県で策定した「岐阜県消防広域化基本計画」（計画期間＝10年後を目途）については廃止することとします。

第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し

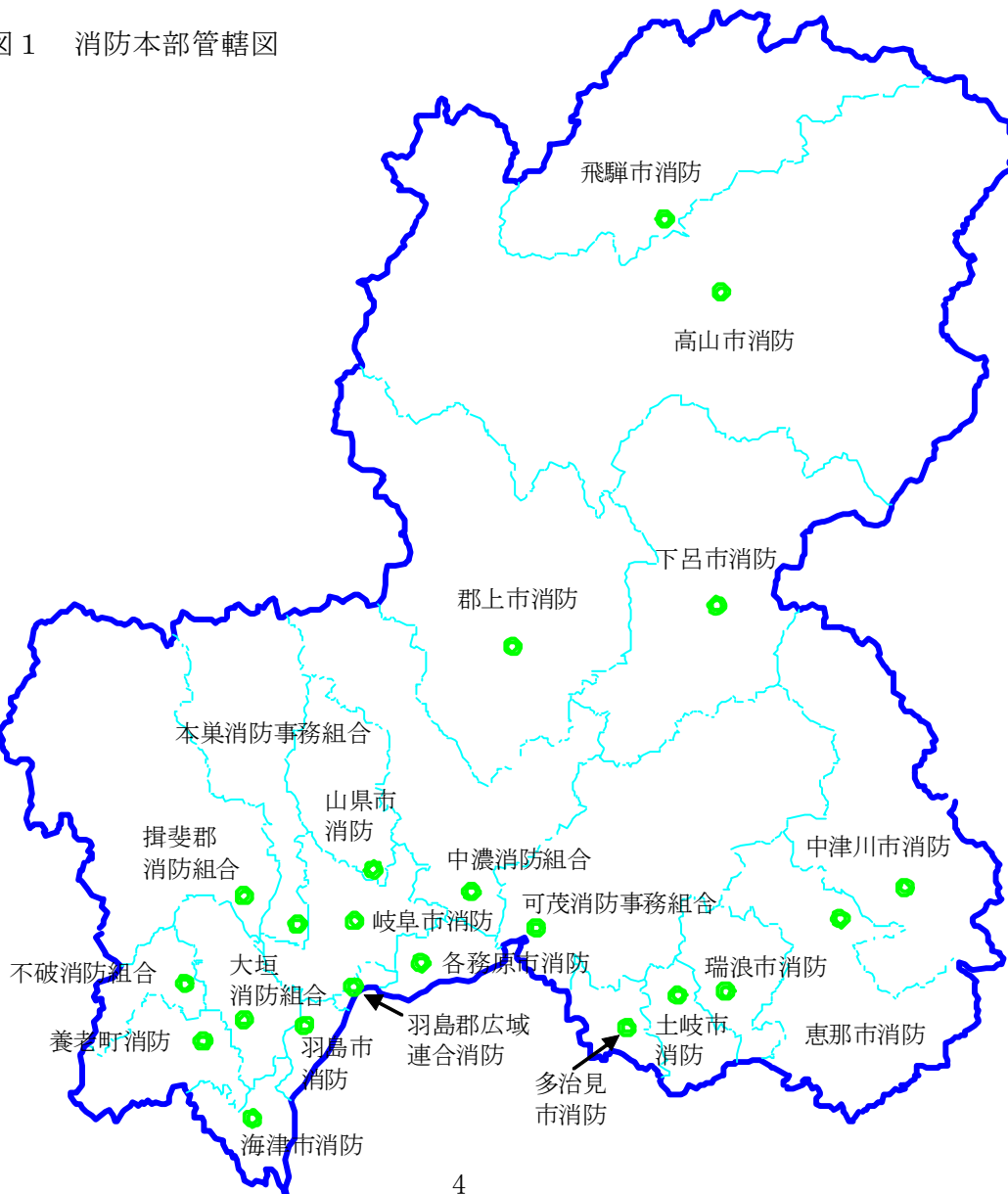
1 市町村の消防の現況

(1) これまでの消防広域化

① 消防の常備化の経過

当県の常備消防は、昭和23年の消防組織法に基づく自治体消防制度の発足に伴い、2消防本部、2常設消防部で始まり、昭和30年代後半からは、市部において消防の常備化が進み、その後「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める制令」（昭和46年政令第170号）の施行に伴い、昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて、既存の市消防本部と周辺町村間あるいは郡内の町村相互間での一部事務組合方式による消防の常備化が飛躍的に進められ、昭和57年には当県の常備率（消防本部を設置している市町村の比率）が約9割になりました。さらに残された非常備町村であった飛騨圏域内の10町村においても、平成10年4月2日に飛騨消防組合へ加入したことにより、県内全域が常備化（24消防本部体制）されました。その後、市町村合併を経て、現在の22消防本部体制（単独15、組合消防7）となっています。

図1 消防本部管轄図



② 当県における広域化の取り組み

当県において、広域化の取り組みが具体的に行われることとなったのは、平成6年9月消防庁長官通知「消防広域化基本計画の策定について」を受けて、「岐阜県消防広域化基本計画」を策定した平成9年3月以降です。

この計画では、広域化の規模を「原則として広域市町村圏域単位を理想とするが、地域の実情も加味したもの」とし、計画達成目標期間を「10年後を目処」として、事務局となった県事務所が中心になって平成10年度以降から検討を開始しましたが、いわゆる「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併が進展したことから、市町村数の減少とともに、消防本部数も24から22となりました。

図2 平成の大合併に伴う消防本部の再編状況

圏域	平成14年度末		平成19年度現在	
	消防本部		消防本部	異動日
岐阜	岐阜市		岐阜市	—
	羽島市		羽島市	—
	各務原市		各務原市	—
	山県消防組合	→	山県市	H15. 4. 1
	本巣消防事務組合		本巣消防事務組合	—
	羽島郡広域連合		羽島郡広域連合	—
西濃	海津郡消防組合	→	海津市	H17. 3. 28
	養老町		養老町	—
	不破消防組合		不破消防組合	—
	揖斐郡消防組合		揖斐郡消防組合	—
	大垣消防組合		大垣消防組合	—
中濃	郡上広域連合	→	郡上市	H16. 3. 1
	可茂消防事務組合		可茂消防事務組合	—
	中濃消防組合		中濃消防組合	—
東濃	多治見市		多治見市	
	中津川市	→	中津川市	H17. 2. 13
	恵北消防組合	→	恵那市	H16. 10. 25
	瑞浪市		瑞浪市	—
	恵那市	→	恵那市	H16. 10. 25
	土岐市		土岐市	—
飛驒	飛驒消防組合	→	高山市	H17. 2. 1
	神岡町	→	飛驒市	H16. 2. 1
	益田広域連合	→	下呂市	H16. 3. 1
	24 消防本部		22 消防本部	

(2) 消防本部の現状

現在、22の消防本部により、県内すべての市町村で常備消防が行われています。管轄人口規模別の消防本部の数は、30万人を超える規模の消防本部が1、30万人未満で10万人以上の規模が5、そして10万人未満のいわゆる小規模本部が16あります。

管轄面積は、最小が羽島郡広域連合消防本部の18.26k㎡(全国の消防本部で小さい方から28番目<H19.4.1現在>)、最大が高山市消防本部の2,534.22k㎡(全国の消防本部で大きい方から8番目<H19.4.1現在>)で、東京都や神奈川県を上回る面積)となっています。

(7頁の表1「消防本部の概要」参照)

(3) 消防本部の運営方式

現在は、単独で消防本部を設置している市町村が15、一部事務組合又は広域連合の事務として消防を行っている市町村が26(※)、消防を事務委託している市町村が3(※)となっています。(7頁の表1「消防本部の概要」参照)

※ 平成19年4月1日現在、大垣市では、旧・大垣市と旧・墨俣町の消防事務を大垣消防組合にて行い、旧・上石津町の消防事務を養老町への委託で行っている。瑞穂市では、旧・巢南町の消防事務を本巣消防事務組合にて行い、旧・穂積町の消防事務を岐阜市への委託で行っている。このため、この2市については、一部事務組合と事務委託の両方に計上している。

(4) 消防需要の動向

① 火災発生件数

火災発生件数は増加と減少を繰り返す傾向にありますが、近年は年間千件前後で推移しています。火災による死者数は、過去10年の平均で40人ですが、平成16年中には過去20年で最も多い55人となっています。火災による損害額は、過去10年の平均で25.6億円、平成9年中には過去20年間で最も高額な60.2億円となっています。

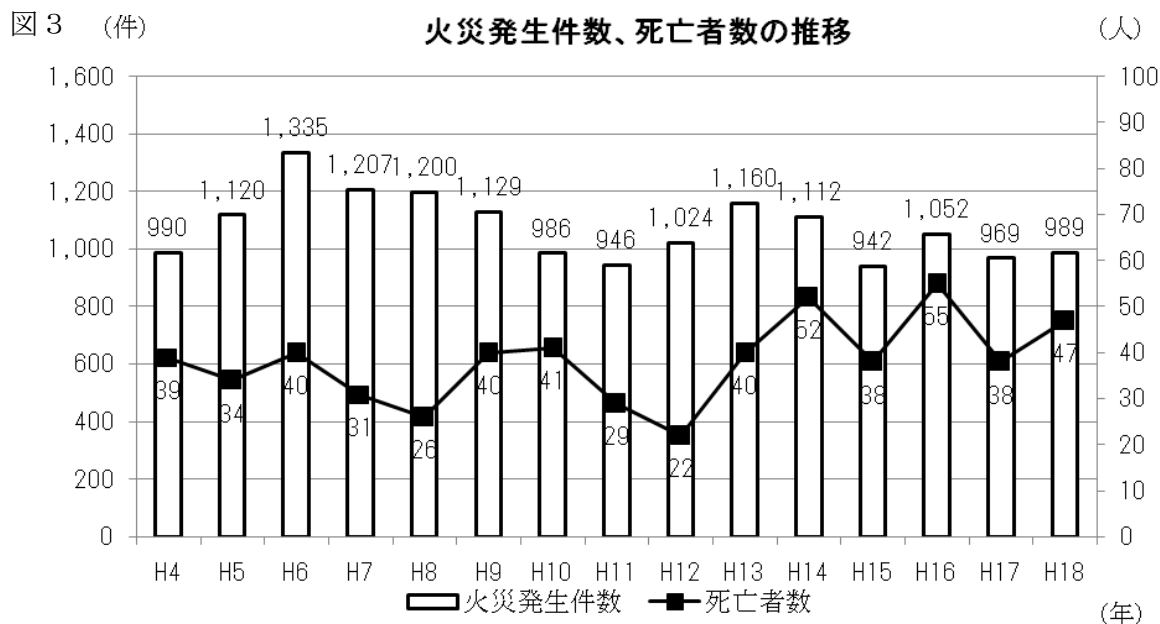


表1 消防本部の概要

【参考】

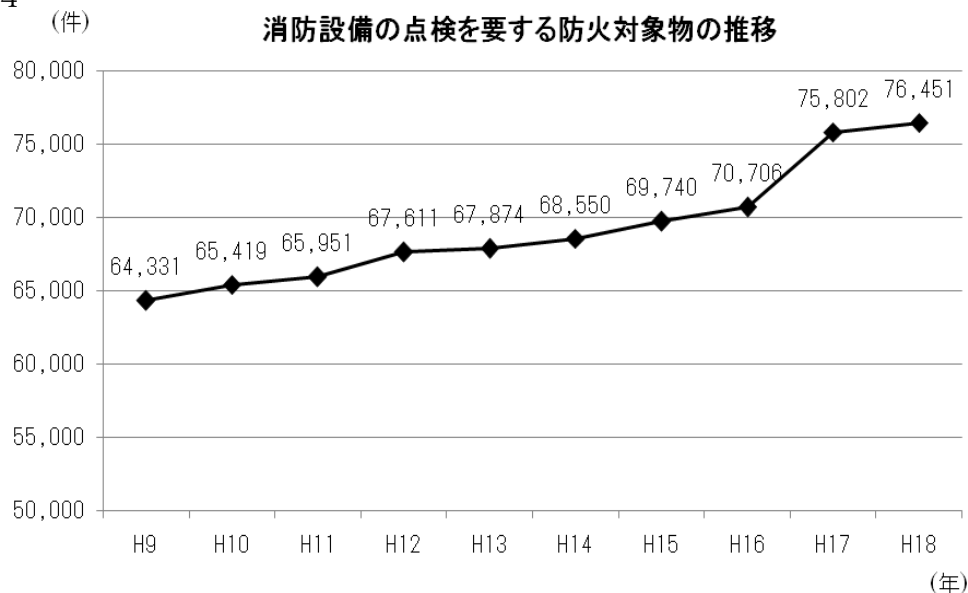
圏域	消防本部名	構成市町村	管轄人口 H19.3.31 (人)	管轄面積 H19.4.1 (km ²)	署 所 数	H19.4.1		消 防 吏員数 H19.4.1	消 防 職員数	H19.4.1		消防団 H19.4	
						消 防 署数	出張 所数			管轄面積 1km ² 当たり	管轄人口 千人当たり	団 数	団員数 (実員)
岐阜	岐阜市	2 岐阜市、 瑞穂市(旧・穂積町地区)	459,345	219.3	14	3	11	473	473	2.16	1.03	3	1,190
	羽島市	1 羽島市	68,726	53.64	3	1	2	84	85	1.58	1.24	1	365
	各務原市	1 各務原市	149,371	87.77	7	4	3	176	178	2.03	1.19	1	690
	山県市	1 山県市	31,468	222.04	2	2	0	52	55	0.25	1.75	1	560
	本巣消防事務組合	3 瑞穂市(旧・巣南町地区)、本巣市、北方町	67,116	391.51	4	3	1	92	94	0.24	1.40	3	531
	羽島郡広域連合	2 岐南町、笠松町	45,768	18.26	2	2	0	75	75	4.11	1.64	2	191
	圏域計		821,794	992.52	32	15	17	952	960	0.97	1.17	11	3,527
西濃	海津市	1 海津市	40,355	112.31	2	1	1	67	72	0.64	1.78	1	498
	養老町	2 養老町、 大垣市(旧・上石津町地区)	40,066	195.52	3	1	2	56	56	0.29	1.40	1	400
	不破消防組合	2 垂井町、関ヶ原町	38,023	106.43	2	2	0	54	54	0.51	1.42	2	400
	揖斐郡消防組合	2 揖斐川町、大野町	50,419	837.86	4	1	3	79	80	0.10	1.59	2	817
	大垣消防組合	5 大垣市(旧上石津町地区を除く)、神戸町、輪之内町、安八町、池田町	232,114	181.25	7	3	4	221	221	1.22	0.95	7	1,150
圏域計		400,977	1433.37	18	8	10	477	483	0.34	1.20	13	3,265	
中濃	郡上市	1 郡上市	48,828	1030.79	3	2	1	79	80	0.08	1.64	1	1,921
	可茂消防事務組合	10 美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	233,842	834.19	12	3	9	250	251	0.30	1.07	10	2,189
	中濃消防組合	2 関市、美濃市	118,826	589.89	8	2	6	147	149	0.25	1.25	2	1,701
	圏域計		401,496	2,454.87	23	7	16	476	480	0.20	1.20	13	5,811
東濃	多治見市	1 多治見市	117,654	91.24	3	3	0	106	107	1.17	0.91	1	488
	中津川市	1 中津川市	85,771	676.38	6	3	3	110	110	0.16	1.28	8	1,747
	瑞浪市	1 瑞浪市	41,638	175	2	1	1	53	53	0.30	1.27	1	429
	恵那市	1 恵那市	56,813	504.19	4	3	1	82	82	0.16	1.44	1	1,307
	土岐市	1 土岐市	63,612	116.01	3	2	1	65	65	0.56	1.02	1	478
	圏域計		365,488	1562.82	18	12	6	416	417	0.27	1.14	12	4,449
飛驒	高山市	2 高山市、 白川村	97,500	2534.22	8	1	7	156	156	0.06	1.60	2	2,079
	飛騨市	1 飛騨市	29,164	792.31	3	2	1	75	75	0.09	2.57	1	903
	下呂市	1 下呂市	38,765	851.06	4	3	1	85	86	0.10	2.22	1	1,278
	圏域計		165,429	4,177.59	15	6	9	316	317	0.08	1.92	4	4,260
県計			2,155,184	10,621.17	106	48	58	2,637	2,657	0.25	1.23	53	21,312
全国平均(本部当たり)			159,563	455.78				195		0.43	1.22		1,106
			H19.4.1	H19.4.1				H19.4	H19.4	H19.4		H19.4	

(出典)県内の管轄人口は住民基本台帳人口<H19.3.31>と外国人登録者数<H19.4.1>の計、その他は消防庁「消防防災・震災対策現況調査」、全国消防長会「消防現勢」(補足)構成市町村欄の**太字**は消防事務を委託していることを、網掛けの数字は全国平均よりも低い数値を示す。消防職員数は消防吏員数にその他職員数(事務吏員等)を加えたものです。

② 防火対象物の推移

防火対象物数は、消防法施行令の改正等による影響があるものの、18年現在76,451施設あり、平成9年(64,331件)と比べ1.19倍となり、毎年、数にして1,347施設(1消防本部当たり61施設)ずつ増加しています。

図4



(出典：消防庁「防火対象物実態調査」)

③ 救急搬送

当県の救急出場件数は年々増加しており、平成18年には73,270件(県民約2.9人に1人の割合)に達し、10年間で1.57倍(平成9年、46,755件)となっています。全国の出場件数は1.51倍となっており、当県は全国と同様の増加状況にあります。また、救急隊1隊当たり出動件数も10年間で1.40倍(平成9年、437件/隊→平成18年、611件/隊、全国1.42倍)となっています。

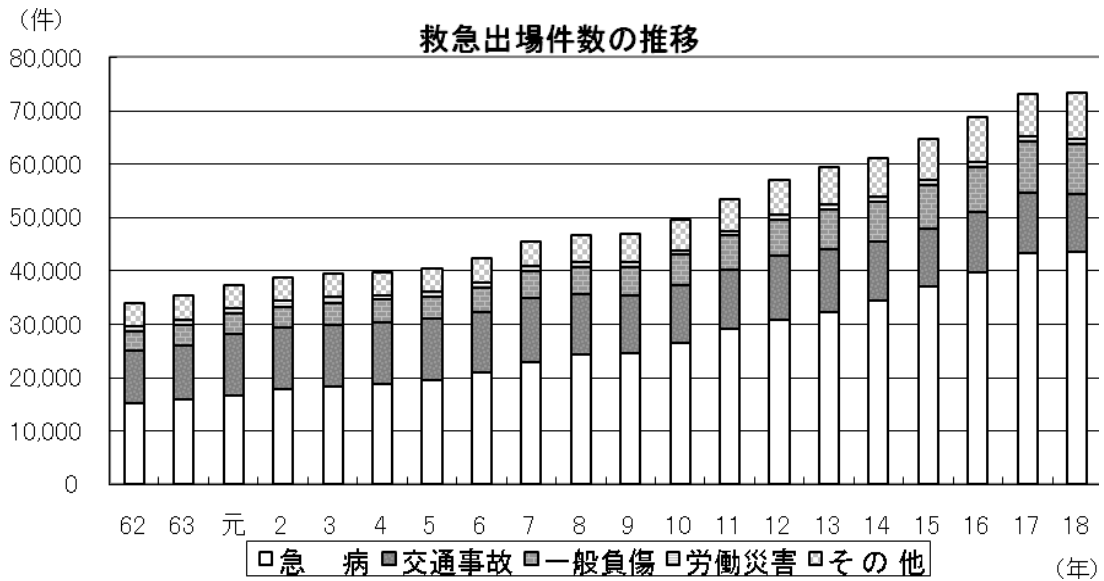
救急搬送人員数は平成18年では71,150人となっており、これを事故種別にみると、急病が41,005人で58%と最も多く、次いで交通事故12,391人(17%)、一般負傷8,853人(12%)等となっており、10年間で比較すると、特に急病の件数が1.76倍と大きく増えています。年齢層別に見ると、高齢者(65歳以上)の占める割合は48%と大きな割合を占めています。

消防本部の対応をみると、平成18年における救急隊の現場到着時間(※1)は平均6.7分(全国平均6.6分)、また収容所要時間(※2)は平均で28.6分(全国平均29.9分)となっています。現場到着時間・収容所要時間ともに年々遅延しており、10年間で、それぞれ1.1分(全国0.5分)、6.2分(全国3.9分)遅れとなっています。また、平成19年4月1日現在、救急隊は124隊となっていますが、このうち、救急救命士を運用していない隊が23隊(19%、全国平均は14%)となっています。

※1 現場到着時間＝救急事故の覚知から現場に到着するまでに要した時間

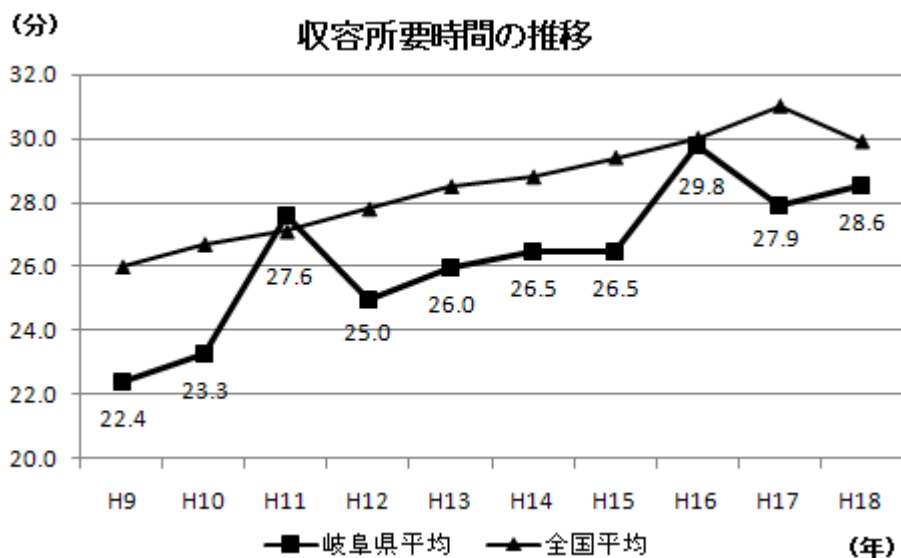
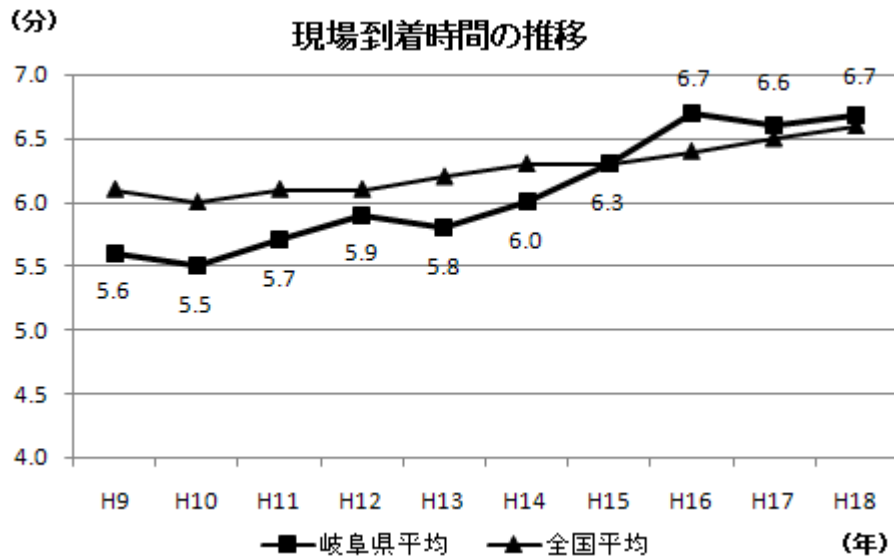
※2 収容所要時間＝救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間

図 5



(出典：消防庁「救急業務実施状況調」)

図 6



(出典：消防庁「救急業務実施状況調」)

表2 事故種別救急搬送人員数

	急病	交通事故	一般負傷	労働災害	その他	合計
H 9 (人)	23,265	13,584	5,091	924	4,619	47,483
H 18 (人)	41,005	12,391	8,853	916	7,985	71,150
割合 (%)	57.6	17.4	12.4	1.3	11.2	42
対比 (H9=1.00)	1.76	0.91	1.74	0.99	1.73	1.50

(出典：消防庁「救急業務実施状況調」)

表3 年齢区分別救急搬送人員数

	新生・乳幼児 (7歳未満)	少年 (18歳未満)	成人 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	合計
搬送人員数(人)	3,684	3,320	29,752	34,394	71,150
割合 (%)	5.2	4.7	41.8	48.3	100

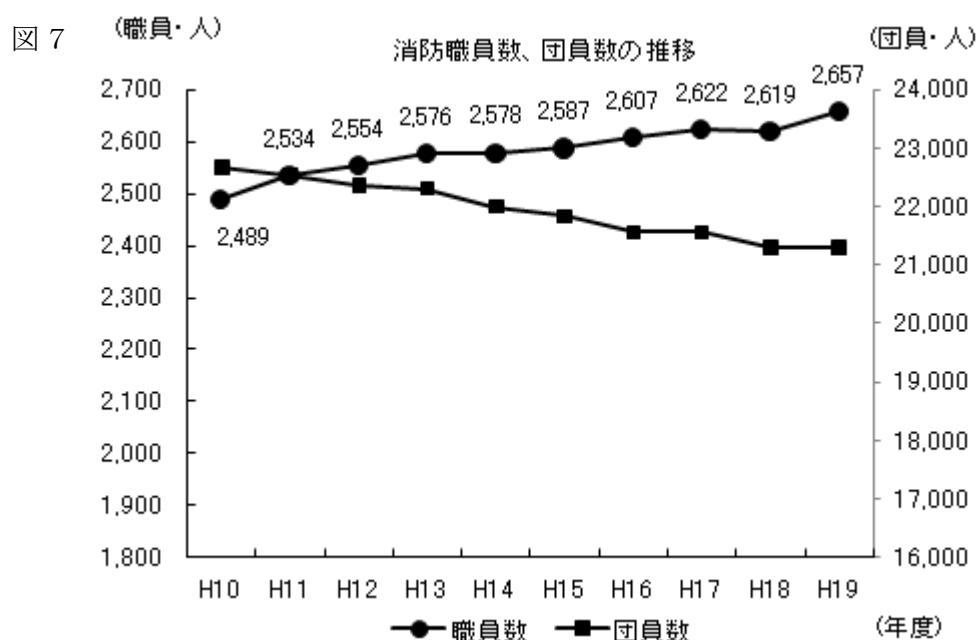
(出典：消防庁「救急業務実施状況調」)

(5) 消防力の実情

消防本部の職員数や車両配置等を、「消防力の整備指針に基づく基準」（平成12年1月20日付け消防庁告示第1号。以下「整備指針」という。）と現有状況で比較すると、車両の充足状況は、救急自動車では満たされているものの、比較的高価なはしご自動車では69%、救助工作車では86%と充足率が低くなっています。

消防職員数は、平成19年4月1日現在2,657人おり、10年間で168人増加(6.7%)しています。県内の人口に大幅な増加が無い中で、職員数の増員が図られている背景には、救急出場件数の急増による救急隊員の増員や救急救命士の育成など、救急業務の高度化への対応があると考えられます。

また、整備指針に基づく消防職員の充足率は県全体で54%であり、全国平均76%を2割以上下回る状況となっているほか、救急隊員や救助隊員の専任率は7%、11%で、専任化はほとんど図られていないのが実情です。



(出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」)

表 4-1 消防力の整備指針に基づく基準数・現有数の状況等（平成18年4月1日現在）

圏 域	本部名	消防ポンプ車 (消防本部分)			はしご自動車 (屈折はしごを含む)			化学消防車			救急自動車			救助工作車							
		基準数	現有数	充足率	基準数	現有数	充足率	基準数	現有数	充足率	基準数	現有数	充足率	基準数	現有数	充足率					
岐阜	岐阜市	26	26	100	98	5	5	100	90	2	2	100	100	14	13	93	103	3	3	100	83
	羽島市	5	4	80		1	1	100		1	1	100		3	3	100		1	1	100	
	各務原市	12	12	100		2	2	100		2	2	100		7	7	100		4	2	50	
	山県市	4	4	100		—	—	—		—	—	—		2	3	150		1	1	100	
	本巣消防事務組合	7	7	100		1	0	0		1	1	100		4	4	100		1	1	100	
	羽島郡広域連合	4	4	100		1	1	100		1	1	100		1	2	200		2	2	100	
西濃	海津市	3	3	100	100	1	0	0	50	1	1	100	83	2	3	150	111	1	1	100	75
	養老町	4	5	125		1	0	0		1	1	100		3	3	100		2	1	50	
	不破消防組合	5	5	100		1	1	100		1	0	0		2	2	100		1	1	100	
	揖斐郡消防組合	7	7	100		1	0	0		1	1	100		5	5	100		2	1	50	
	大垣消防組合	14	13	93		2	2	100		2	2	100		7	8	114		2	2	100	
中濃	郡上市	5	4	80	74	2	0	0	60	1	1	100	100	5	5	100	100	2	2	100	100
	可茂消防事務組合	15	12	80		2	2	100		2	2	100		12	12	100		2	2	100	
	中濃消防組合	11	7	64		1	1	100		8	8	100		8	8	100		1	1	100	
東濃	多治見市	7	7	100	94	2	2	100	50	4	4	100	100	6	5	83	96	3	2	67	89
	中津川市	7	7	100		1	1	100		1	1	100		6	6	100		2	2	100	
	瑞浪市	4	4	100		1	0	0		1	1	100		3	3	100		1	1	100	
	恵那市	8	6	75		1	0	0		1	1	100		6	6	100		2	2	100	
	土岐市	5	5	100		1	0	0		1	1	100		3	3	100		1	1	100	
飛騨	高山市	11	11	100	100	1	1	100	100	1	0	0	86	9	9	100	100	1	1	100	100
	飛騨市	5	5	100		—	—	—		2	2	100		5	5	100		1	1	100	
	下呂市	5	5	100		1	1	100		4	4	100		4	4	100		1	1	100	
充足率の 県 平均		174	163	94		29	20	69		39	37	95		117	119	102		37	32	86	
充足率の全国平均		96			88			87			97			87							

(出典)消防庁「平成18年度市町村消防施設整備計画実態調査」

(補足)**太字**は全国平均よりも低いことを示す。

表 4-2 消防力の整備指針に基づく基準数・現有数の状況等（平成18年4月1日現在）

圏 域	本部名	消防本部の人員			救急隊員			救助隊員			消防水利		
		基準人員数	現有人員数	充足率	専任隊員数	総隊員数	専任率	専任隊員数	総隊員数	専任率	基準数	現有数	充足率
岐阜	岐阜市	615	467	76	30	130	23	36	36	100	2,959	2,626	89
	羽島市	143	83	58	0	63	0	0	10	0	1,141	837	73
	各務原市	394	184	47	0	116	0	0	20	0	1,572	1,479	94
	山県市	126	55	44	0	47	0	0	10	0	683	442	65
	本巣消防事務組合	154	98	64	0	70	0	0	25	0	1,061	830	78
	羽島郡広域連合	191	72	38	0	59	0	0	17	0	742	455	61
西濃	海津市	146	75	51	22	40	55	0	15	0	1,214	1,078	89
	養老町	101	60	59	0	57	0	0	19	0	610	366	60
	不破消防組合	156	52	33	0	41	0	0	31	0	744	604	81
	揖斐郡消防組合	166	80	48	4	56	7	0	11	0	1,278	1,064	83
	大垣消防組合	399	238	60	27	182	15	9	30	30	1,959	1,873	96
中濃	郡上市	220	78	35	0	56	0	0	8	0	2,600	2,874	111
	可茂消防事務組合	446	244	55	0	182	0	0	40	0	4,023	4,208	105
	中濃消防組合	244	150	61	18	140	13	14	26	54	1,908	1,087	57
東濃	多治見市	239	107	45	0	77	0	0	31	0	1,013	1,293	128
	中津川市	172	111	65	7	99	7	0	53	0	743	322	43
	瑞浪市	108	50	46	0	48	0	0	42	0	695	398	57
	恵那市	205	90	44	0	76	0	0	23	0	1,523	1,218	80
	土岐市	179	65	36	0	60	0	0	14	0	1,505	1,078	72
飛驒	高山市	290	159	55	12	129	9	0	18	0	2,690	1,267	47
	飛驒市	138	75	54	0	68	0	0	24	0	1,066	774	73
	下呂市	138	89	64	0	63	0	0	15	0	657	521	79
充足率の県平均		4,970	2,682	54	120	1,859	6.5	59	518	11.4	32,386	26,694	82
充足率の全国平均		76			-			-			81		

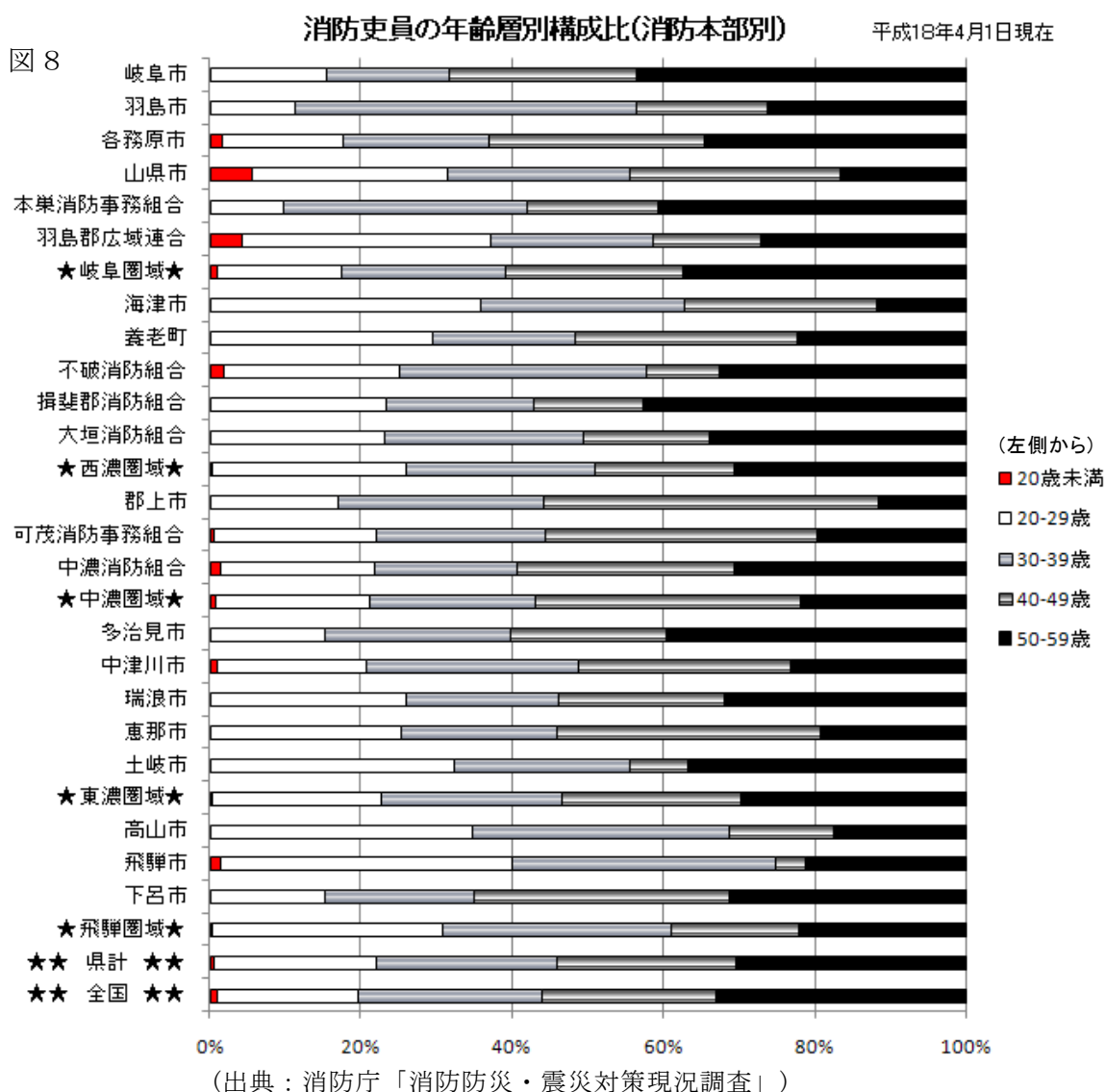
(出典)消防庁「平成18年度市町村消防施設整備計画実態調査」、救急隊員欄・救助隊員欄のみ消防庁「救急業務実施状況調、救助救急業務実施状況調」
(補足)太字は全国平均よりも低いことを示す。「消防本部の人員」欄の現有人員数欄には兼務要員を含めた人員数を、総隊員数欄には専任・兼任の隊員数の合計を計上している。

(6) 人事管理の状況等

消防吏員の年齢構成を見ると、過半数の消防本部で特定の年代に偏りがあり、中でも、消防本部の創設時期や団塊の世代等の事情により、50代の占める割合が40%を超えている消防本部もあることから、必要な消防力を確保するための対策が必要であると考えます。

また、職員数の少ない消防本部又は職員充足率の低い消防本部では、人事ローテーションが硬直化しやすく、また、救急救命士養成中あるいは各種教育訓練期間中の補充要員が確保できないなどの理由により、救急救命士の養成や各種教育訓練に参加する機会を確保しづらい状況にあります。

このことは大規模な消防本部と比較して、消防力の高度化・専門化に向けた人材育成や、職員の士気の高揚にも少なからず影響を与えるものと考えます。



(7) 消防費の決算状況等

県内市町村の消防に係る平成17年度歳出決算額は334億円、そのうち常備消防に係る経費が236億円となっており、近年はほぼ横ばいで推移しています。

しかしながら、市町村の歳出(普通会計決算)が減少傾向にある中で、決算額に占

める消防費の割合は増加傾向にあります。

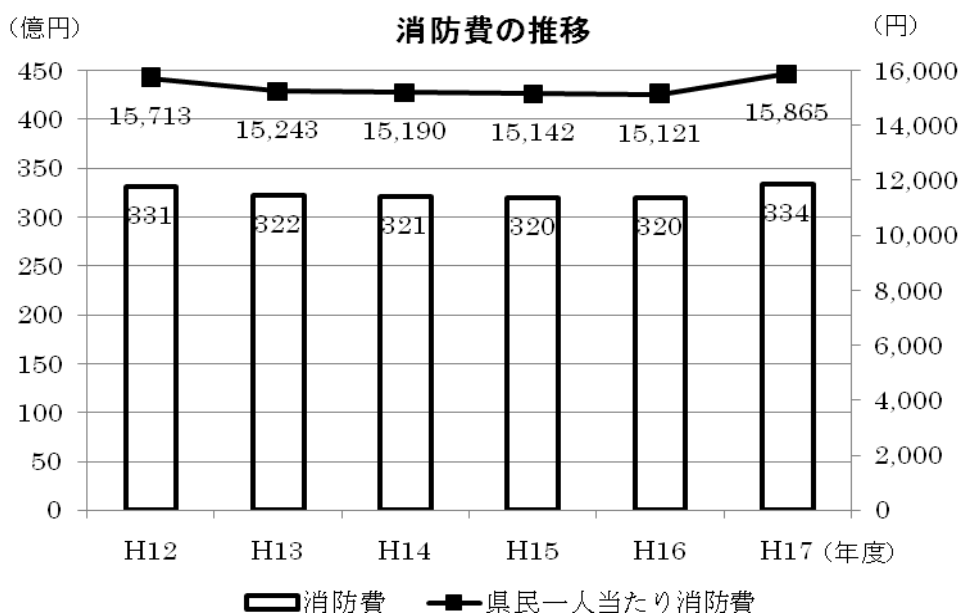
また、県民一人あたりの消防費は、平成17年度では15,865円(全国平均14,358円)となっておりますが、表5のとおり、小規模な消防本部を構成する市町村の住民一人あたり消防費は割高となっております。

表5 人口規模別の県民1人あたり消防費(平成17年度決算)

市町村の人口規模	該当市町村数	県民一人あたり消防費
30万人以上	1	(平均)12,672円
10万人以上～30万人未満	3	(平均)11,958円
5万人以上～10万人未満	7	(平均)15,288円
5万人未満	31	(平均)20,892円
当県	42	15,865円
全国	—	14,358円

(出典：岐阜県市町村課、消防庁「消防白書」)

図9



(出典：岐阜県市町村課)

(8) 市町村の財政状況

ア 平成19年度当初予算

(補足)平成19年度当初予算では県内42市町村のうち、骨格予算を編成した2市1町があるため、これらを除いた39市町村の状況について記載しています。

39市町村における当初予算の規模は、歳入・歳出総額とも6,880億13百万円となり、前年度当初予算と比べて1.2%の増加(42市町村の場合、7,410億99百万円、前年度伸び率1.1%増)となっております。

歳入については、一般財源が0.8%増となっているものの、地方交付税に臨時財政対策債を合わせた地方交付税相当額が1,409億1千5百万円で、前年度と比べて5.4%減となっております。歳出については、義務的経費のうち、人件費が0.1%減となったものの、扶助費4.2%増、公債費2.3%増となったことから、義務的経費が1.6%増となっているほか、普通建設事業費が2.9%減となっております。

表6 平成19年度県内の当初予算

(単位：百万円、%)

区分	平成19年度(全42市町村)			同左(骨格予算を除く39市町村)				
	予算額	構成比	対前年度伸率	予算額	構成比	対前年度伸率		
						18当初	18最終	
歳入	一般財源	468,702	63.2	0.8	432,137	62.8	0.8	△1.6
	地方税	296,205	40.0	10.6	271,944	39.5	10.5	8.8
	地方交付税	129,085	17.4	△5.0	120,479	17.5	△4.7	△9.0
	地方譲与税	10,451	1.4	△58.9	9,712	1.4	△58.1	△58.6
	うち所得譲与税	0	0.0	皆減	0	0.0	皆減	皆減
	その他	32,961	4.4	△8.2	30,002	4.4	△8.5	△10.2
	使用料・手数料	20,507	2.8	△0.6	18,622	2.7	△0.5	△1.3
	国庫支出金	51,714	7.0	△0.3	48,174	7.0	△1.4	△14.8
	県支出金	43,361	5.9	6.4	39,834	5.8	6.0	2.7
	財産収入	3,283	0.4	6.3	2,689	0.4	3.1	△11.4
	地方債	66,558	9.0	△0.3	63,962	9.3	1.2	△5.6
	うち臨財債	21,616	2.9	△10.5	20,436	3.0	△9.4	△9.1
	その他	86,974	11.7	2.1	82,595	12.0	2.4	△14.2
	歳入総額	741,099	100.0	1.1	688,013	100.0	1.2	△4.5
うち地方交付税+臨財債	150,701	20.3	△5.8	140,915	20.5	△5.4	△9.0	
歳出	義務的経費	331,869	44.8	1.4	306,325	44.5	1.6	1.2
	人件費	155,145	20.9	△0.3	142,398	20.7	△0.1	△0.2
	扶助費	83,202	11.2	4.1	75,986	11.0	4.2	4.7
	公債費	93,522	12.6	2.1	87,941	12.8	2.3	0.7
	普通建設事業費	118,703	16.0	△2.7	113,407	16.5	△2.9	△13.6
	補助事業費	38,214	5.2	△0.2	36,417	5.3	△3.4	△27.1
	単独事業費	80,489	10.9	△3.8	76,990	11.2	△2.6	△5.3
	その他	290,527	39.2	2.3	268,281	39.0	2.4	△6.4
	総額	741,099	100.0	1.1	688,013	100.0	1.2	△4.5

(補足)42団体のうち3団体では骨格予算による編成となっています。

(出典：岐阜県市町村課「平成19年度岐阜県内市町村の当初予算の概要について」)

イ 平成19年度実質公債費比率

平成19年度の実質公債費比率(前3年度平均値)の算定結果(速報値)によると、県平均で0.2%増加し、地方債の発行に国や県の許可が必要となる実質公債費比率18%以上の市町村は、前年度より1増加し4市町村(全体の9.5%)となっています。

表7 平成19年度県内の実質公債費比率の算定結果(速報値、平成19年9月5日現在)

(1) 県内42市町村の実質公債費比率の状況

区分	平成19年度	平成18年度	増減
県平均	13.2%	13.0%	0.2%増
市	13.7%	13.6%	0.1%増
町村	10.6%	10.2%	0.4%増

(補足)数字は42市町村の加重平均です。

(2) 地方債への影響

区分	発行に県の許可を要する	一定の地方債の発行が制限
	実質公債費比率18%以上	実質公債費比率25%以上
団体数(前年度)	4 (3)	1 (1)

(出典：岐阜県市町村課「平成19年度実質公債費率の算定結果(速報)」)

2 消防を取巻く環境の変化と将来見通し

(1) 災害の大規模化、対策の多様化・専門化

平成7年の阪神・淡路大震災以降、国や地方公共団体の大規模災害に対する危機管理意識は一層高まり、消防、防災、医療などさまざまな分野で、災害対策・制度の充実が図られてきました。

一方で、近い将来発生が危惧される「東海地震」「東南海地震」「南海地震」の海溝型地震については、被害が複数の都道府県に及ぶことが予想され、近代社会が経験したことのない広域災害に対する防災力の構築が喫緊の課題となっています。

また、少子高齢化社会等の影響から、地域コミュニティの低下が指摘され、高齢者等のいわゆる「災害時要援護者」の被災が顕著な傾向となりつつあります。本来、地域コミュニティが担ってきた「災害時要援護者」支援など、地域防災力の向上・維持が全国的な課題となっています。

また、JR西日本福知山線列車事故(H17)に代表されるように、災害時の救急救助活動現場において、消防機関が医療機関と連携し、円滑な現場活動を行うことによって効果を上げた事例が注目されており、災害現場における消防と医療の連携の必要性に対する認識も高まり、また、いわゆる「国民保護法」の成立に伴い「他国からの武力攻撃事態等」に対する消防の役割も位置づけられました。

このように、①大規模(広域)災害対策、②災害対策の多様化・専門化など、消防・防災を取り巻く環境は急速に変化しており、消防もこの変化に的確に対応する必要があります。

(2) 岐阜県で近年発生した災害、今後起こりうる災害

当県においても、最近の10年間で様々な災害を経験しています。

風水害では「9.15豪雨災害」(H11)、「恵南豪雨災害」(H12)、「台風6号による豪雨災害」(H14)、「台風23号による豪雨災害」(H16) (いずれも災害救助法が適用) などがあります。

林野火災においては、全国的に見ても最大級である「岐阜市東部・各務原市林野火災」(H14、27時間で約410haの延焼)が発生しています。

また、火山が県内には5箇所(焼岳、御嶽山、アカンダナ山、乗鞍岳、白山)あり、火山災害についても十分な備えが求められます。

震災では、著名なものとしては「濃尾地震」(M24)が発生していますが、その後大規模な地震は発生しておらず、また震度5を記録した「美濃中部地震」(S41)以後、震災による被害は県内で発生していません。しかし、当県は全国的にみても活断層が数多くある地域の一つであり、いつどこで内陸地震が発生してもおかしくないと言われているほか、「東海地震」「東南海地震」においても大規模な被害が発生すると予想されており、十分な備えが求められます。

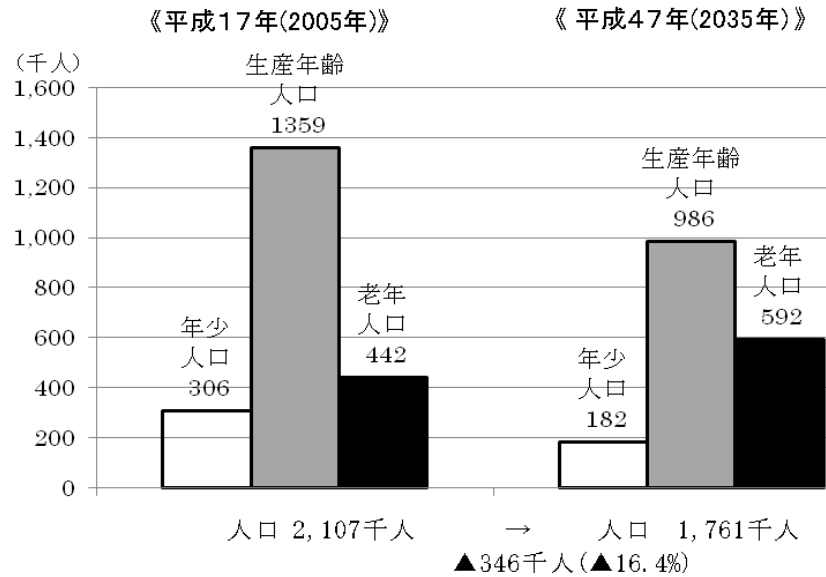
(3) 人口減少時代の到来

日本の人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後の長期的展望においても、少子化の進行により将来、人口は減少すると予想されています。

岐阜県の人口も、国勢調査結果において平成17年に初めて減少に転じており210万7千人となっています。国立社会保障・人口問題研究所が行った当県の30年後(平成47年)の人口予測では、人口は176万人で16.4%の減少を予測しています。

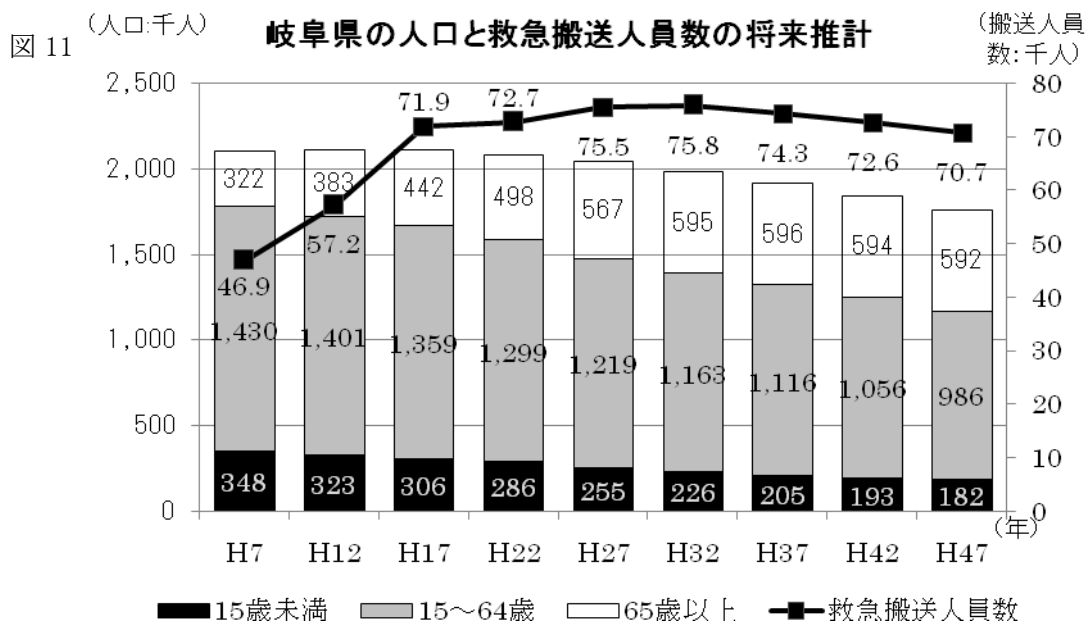
また、平成17年国勢調査結果による当県の老年人口は44万2千人で、全体の21.0%(全国23.4%)となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の人口予測によれば、当県の30年後(平成47年)には老年人口が59万2千人(人口の33.6%)となり、3人に1人が65歳以上という高齢化社会になると予測されています。

図10 県内人口の将来予測



(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」)

また、県内の人口は、今後減少局面に入りますが、老年人口については増加していくと予想されています。このことは、高齢者の増加に伴い、急病等の救急出場件数の増加傾向が当面継続すると予測され、救急業務の重要性が増している消防行政にとって大変懸念される要素であると考えられます。



(出典：人口 H7～H17＝総務省「国勢調査」)

H22以降＝国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」

救急搬送人員数 H7～H17＝消防庁「救急業務実施状況調」

H22以降＝H17救急業務実施状況調における年齢層別搬送人員割合からの推計)

第3章 広域化対象市町村の組合せ

1 広域化対象市町村の組合せに関する考え方

広域化対象市町村の考え方について、基本指針では次のとおり示されています。

- ①一般論としては、消防本部の規模が大きいほど災害への対応能力が強化され、組織管理、財政運営等の観点から望ましい。管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。
- ②ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。

また、消防組織法では、都道府県が推進計画を定めるときは、「あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない」と規定されています。

このような消防組織法及び基本指針の趣旨も踏まえ、当県においては、本計画を策定するに当たっては、市町村の意見を十分にお聴きし、その結果に従って、計画の策定に取り組むことを基本的な考え方としており、本計画の重要事項である**広域化対象市町村の組合せ**については、**市町村の自主的な判断による意見に基づいてとりまとめる**こととします。

また、広域化の検討対象とする市町村は、基本指針の「市町村の組合せに関する基準」で示されている「管轄人口規模30万人以上の消防本部」を含めた広域化でないこと、消防体制の整備及び確立を図るための広域化の実現が難しいことから、当県では、県内すべての市町村を検討対象とします。

2 広域化対象市町村の組合せ

(1) 組合せに対する市町村の意見

県から市町村へ消防広域化に関する情報提供を平成19年11月上旬に行い、その後、各市町村において、約2か月にわたって、消防の広域化について検討していただき、12月下旬に、その検討結果として「取り組み可能な組合せ」を県へ提示していただいたところ、表8のような結果となりました。

表8 広域化対象市町村の組合せに関する市町村の回答（概要）〈H20.3.5現在〉

区分	ケース① 県内全域	ケース② 5圏域毎	ケース③ その他	ケース④ 現状維持
趣旨	県内全域を対象とする組合せ	県内を5圏域毎に分ける組合せ	特定の市町村との組合せ	取り組み可能な組合せは無く、現状の体制を維持する
回答のあった市町村数	18	21	7	16
	26(ケース①～③のいずれかを回答した市町村数)			

(調査)市町村から県へ、取り組み可能な組合せを全て回答してもらう方法で調査したもの。1月以降に、市町村にて再検討された結果も含まれます。

(2) 当県における組合せ

表8の結果から、当県において、本推進計画の期間中に、全市町村を対象とする組合せ「県内全域」に取り組むことは困難であることから、「**現状維持と回答している市町村を除き、広域化に取り組めると考えている市町村の中から、組合せ可能な市町村による組合せ**」で広域化を進めることとします。

表9 本計画における広域化対象市町村（6市6町、計12）

組合せ①	岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、 岐南町、笠松町、北方町	(5市3町)
組合せ②	海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町	(1市3町)

(補足1) 「現状維持」としている市町村

各務原市、大垣市、神戸町、輪之内町、安八町、池田町(*1)、美濃加茂市、 可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、 御嵩町、高山市、白川村(*2)	(5市11町2村、計18)
---	---------------

*1 池田町＝広域化に取り組む考えがあるが、大垣消防組合の構成市町村であり、その他の構成市町がすべて現状維持のため同じ分類としている

*2 白川村＝広域化に取り組む考えがあるが、高山市へ事務委託しているため同市の回答を尊重とするとの意向があることから高山市と同じ分類としている

(補足2) 「県内全域の広域化のみ取り組む」としている市

多治見市	(1市、計1)
------	---------

(補足3) 広域化の組合せを調整している市町、広域化に取り組む意思はあるが近隣との組合せができない市町

揖斐川町、大野町、関市、美濃市、郡上市、中津川市、瑞浪市、 恵那市、土岐市、飛騨市、下呂市	(9市2町、計11)
--	------------

(注) 上記の補足1～3の市町村名は、5圏域毎の建制順に掲載しています。

3 広域化対象市町村の変更

平成20年度以降、諸般の情勢の変化により、本計画に定められた組合せ以外の組合せによる広域化の必要性が高まってきた場合には、消防組織法に定める手続きに基づき、関係市町村から意見を聴きながら、組み合わせを見直し、推進計画を変更することによって対応していきます。

第4章 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

1 広域化を推進するための協議機関の設置等

消防の広域化を推進するには、第3章2(2)の広域化対象市町村の組合せ毎に、消防組織法第34条の「広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画」（以下「広域消防運営計画」という。）作成の協議を行う機関を設置するなど、協議の場が必要です。

そして、充実した協議を行っていただくため、協議機関の性格、組織体制及び事務局体制等について、現行の消防本部や構成市町村間のバランス等を考慮した事前調整も必要です。

また、消防広域化のメリット等の具体的検討とともに、他の組合せの有効性など、構成市町村が共通の認識のもと幅広い協議が行われることが重要です。

なお、住民や消防職員及び関係機関とのコンセンサスを得ることにも配慮が必要です。

2 広域化を推進するための県の取り組み

岐阜県消防広域化推進計画に基づく消防広域化の推進のため、県においては次の取り組みを行います。

(1) 広域化を推進するための体制の整備

県の危機管理部門が中心となって関係部局と連携を図り支援体制を整え、市町村間の調整、相談体制の充実並びに、住民、市町村関係者及び消防関係者に対する普及啓発活動等を実施します。

(2) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

県の各種広報媒体の活用や消防広域化に関するホームページ開設により、広く県民及び関係者への情報提供や普及啓発活動を行います。

また、必要に応じて住民説明会等への担当者の派遣や出前講座を実施します。

(3) 市町村への県の援助等

消防広域化の実現のためには、県として今後も幅広く関わり、構成市町村による「広域消防運営計画」策定に向けた協議等へは積極的に参画していくとともに、消防広域化に関する調査研究や普及啓発活動など必要な援助を行います。

また、国の支援策の充実、財源の確保については、引き続き国に要望していきます。

(4) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、調整等

県は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときには、消防組織法第33条第4項に基づき、市町村相互間における必要な調整を行うものとします。

この調整とは、当該広域化対象市町村間の広域化に関する事項についての幅広い仲介、連絡調整等を指すものであり、関係市町村の合意形成のために調整を行うものとします。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防においては一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要です。したがって、本部機能、指令業務及び職員の身分の一元化が必要と考えます。

また、地域の事情に応じて、消防本部と消防署間の連絡調整、複数の消防署にわたる大規模災害等での現場活動の指揮及び統制や管理、指導の円滑かつ適正な執行を確保するため、消防本部の内部組織として「消防方面本部」を設置し運用することも有効です。

さらに住民サービスを低下させないため、許認可事務など一定の窓口業務を消防署長の事務とすることも重要です。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合(以下「組合」という。)又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村(以下「構成市町村等」という。)との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を、構成市町村等の協議により選択することが必要です。

3 広域化後の消防体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営を確保するためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要です。そのためには、次の事項等について、構成市町村等間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要です。

①広域化後の消防組織の運営に関する基本的な事項

- 経常的経費、投資的経費の構成市町村等ごとの負担金の額又は負担割合等
- 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- 消防力の整備計画及び部隊運用、指令管制等に関する計画
- 構成市町村等間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村等間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み
- 消防本部の運営に関し、住民の意見を反映できる方法

②消防本部の位置及び名称

③市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 災害時に構成市町村長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画

4 広域化後の消防体制の円滑な運営等

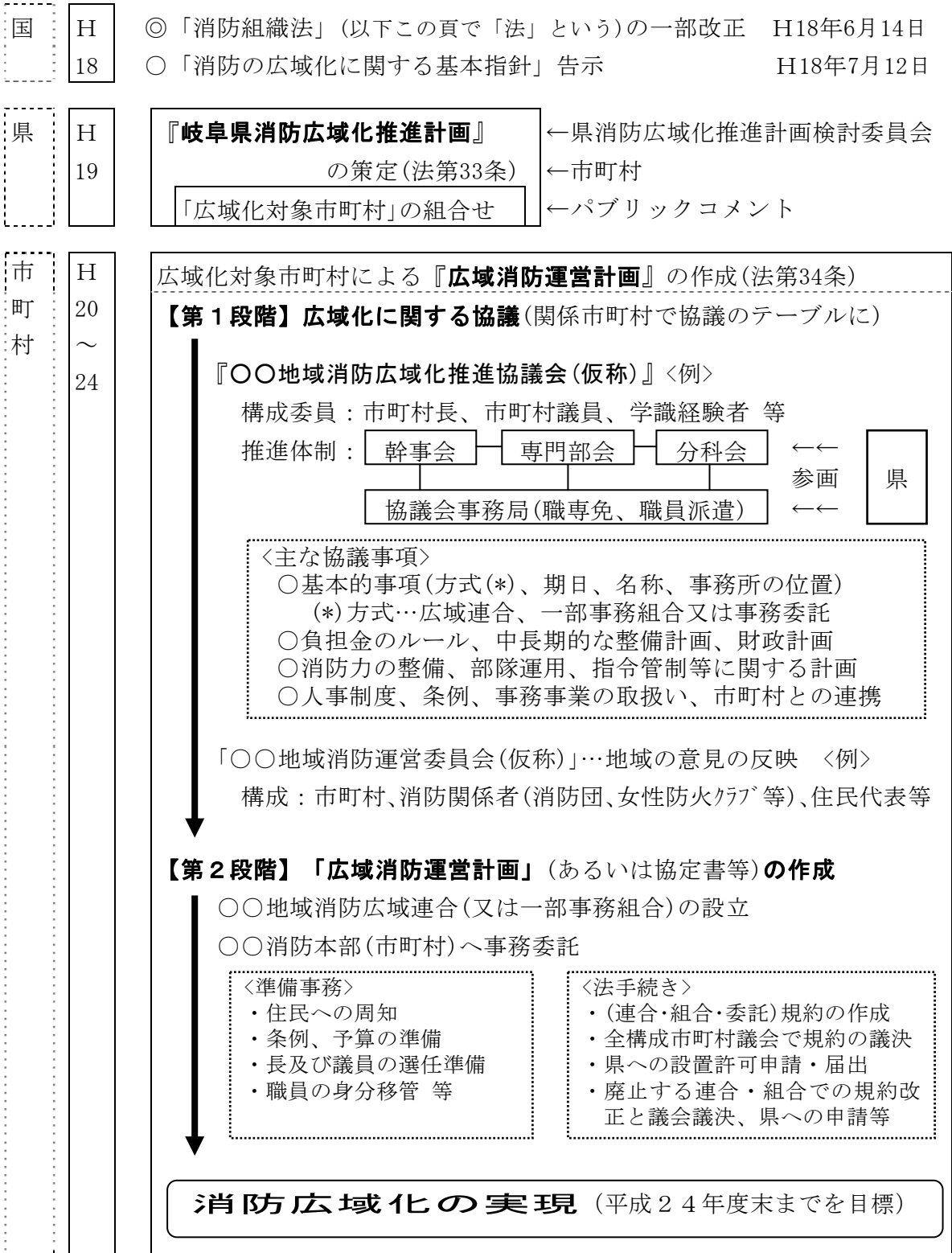
広域化後の消防本部の体制整備については、都市部・都市周辺部・山間部など地域によって住民ニーズも違いますので、適切な住民意見の反映が不安の解消につながると思われます。構成市町村等間の迅速かつ円滑な意見調整を図り、適切な消防本部の管理、運営を行っていくため、広域化対象市町村単位に、地域の関係者による「地域消防運営委員会(仮称)」等の仕組みを構築することも有効です。

また、現場の消防職員にも情報を開示し、意見が反映できるよう十分配慮する必要があります。

5 広域消防運営計画への記載

上記1～4を踏まえ、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画に定めることが重要です。

図12 **推進計画策定後における消防広域化の基本的進め方(案)**



第6章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「整備指針」第37条に基づき、一市町村に一団を置くこととなります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。具体的には次のような方策が考えられます。

- ①常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ②平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2 市町村の消防・防災担当部局との連携強化

市町村の消防・防災、国民保護対策等危機管理業務(以下「危機管理業務」)は、住民の安心・安全の確保という、生活の最も基本的かつ重要な業務を担っています。また、関係部局・関係機関が多岐にわたることや、予測できない事態に迅速・的確に対処する必要があるため、市町村はそれら全体を指揮・統括するリーダーシップと調整力が必要とされています。

このため、地域の実情に応じて、広域化後の消防本部と構成市町村等の危機管理業務担当部局との連携の強化が必要と考えます。具体的には、連携強化策について次のような方策が考えられます。

- ①各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による連絡協議会の設置
- ②各構成市町村等と当該市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、災害時における、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員(連絡員等)の派遣
- ③危機管理担当部局と消防本部との人事交流
- ④危機管理担当部局との総合的な合同訓練の実施
- ⑤危機管理担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑥防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間即応体制の確保
- ⑦夜間・休日等における市町村の危機管理業務について、初動時の連絡体制などを消防本部へ事務委託

さらに、消防広域化に伴い、消防団等その他の危機管理業務関係機関との連携強化も一層重要と考えられることから、常備消防とそれぞれの機関との役割分担、連携強化にも考慮することが必要です。

資 料 編

- ① 消防組織法（抜粋）
- ② 市町村の消防の広域化に関する基本指針
- ③ 消防広域化を行う方式の比較
- ④ 岐阜県消防広域化推進計画検討委員会 提言資料

消防組織法（抜粋）

※消防組織法(昭和22年法律第226号)

平成18年6月14日一部改正

第4章 市町村の消防の広域化

第31条（市町村の消防の広域化）

市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

第32条（基本指針）

消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第2項第3号及び第4号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

第33条（推進計画及び都道府県知事の関与等）

都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

- 4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 5 都道府県知事が、第38条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第34条（広域消防運営計画）

広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第2項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

- 2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針
 - 二 消防本部の位置及び名称
 - 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第252条の2第1項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

第35条（国の援助等）

国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

- 2 広域化対象市町村が第33条第2項第3号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

市町村の消防の広域化に関する基本指針

(消防庁告示第三十三号 平成18年7月12日)

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ①災害発生時における初動体制の強化
- ②統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、これまでも自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきたところであり、市町村合併の進展とも相まって、全国の消防本部の数は、最も多かった平成3年10月の936本部から、平成18年4月には811本部にまで減少しているが、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にある。

また、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後も少子化の進行により、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少すると考えられる。さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念される。

このような現状にかんがみると、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより一層自主的な市町村の消防の広域化を推進することが必要である。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ①市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ②消防庁長官による基本指針の策定
- ③都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

(1) 消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

(2) 広報及び普及啓発

広域化の必要性やメリットについて、国民の理解を十分に深めるため、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村に対して逐次紹介又は情報提供し、関係者における広域化に関する理解の促進を図る。

(4) 相談体制の確保充実

広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

(5) 財政措置

都道府県に対して、推進計画の策定に要する経費について所要の普通交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第284条第1項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、市町村の消防の広域化の状況を踏まえ、今後、必要に応じて見直すものとする。

- ①市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）に伴う広域消防運営計画の作成に要する経費及び臨時に増加する行政に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- ②市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づき平成24年度までに行われるものに限る。）に伴い、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センターの整備事業であって、当該広域化後5年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- ③市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。
- ④市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑤消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑥市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要である。

(1) 都道府県の推進計画の策定の期限

都道府県においては、できる限り早期に推進計画を定めることが望ましいが、遅くとも平成19年度中には定めること。

(2) 市町村の消防の広域化の実現の期限

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後5年度以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めることとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

次のような事項に留意して定めること。

- ① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
- ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
- ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。

(2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

- ① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。
- ② さらに、今後の少子化の進展による人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。

(3) 広域化対象市町村の組合せ

本指針三、2に基づき定めること。

(4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本指針三、3に基づき定めること。

(5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。

(2) 配慮及び留意すべき事項

既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第59条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

3 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第33条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

(1) 組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第37条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が

実施することが必要となる。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要とある。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ①夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ②各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定期的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

資料3 消防広域化を行う方式の比較

1 一部事務組合方式

地方自治法第286条（法人格あり：特別地方公共団体）

設置の目的等	構成団体又はその執行機関の事務の一部を共同処理する
効果	設立に伴い共同処理するとされた事務は、構成市町村の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる
特色	事務の共同処理のための組織

<県内の状況> 不破消防組合、本巢消防事務組合、揖斐郡消防組合、可茂消防事務組合、大垣消防組合、中濃消防組合（6団体）

2 広域連合方式

地方自治法第291条の3（法人格あり：特別地方公共団体）

設置の目的等	多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する
効果	広域にわたり処理することが適当とされた事務は、構成市町村の権能から除外され、広域連合に引き継がれる<一部事務組合と同様>
特色	<p>事務の範囲には、基本的に処理する事務に制限がない。</p> <p>（一部事務組合の場合、構成団体が共通に持っている事務が原則となる）</p> <p>広域計画を作成しなければならない。また、計画の実施に支障又は支障のおそれがあると認めるときは、計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを構成団体に勧告することができる。</p> <p>（一部事務組合の場合、法において特段の規定がない）</p> <p>住民による直接請求を認めている。</p> <p>（一部事務組合の場合、法において特段の規定がない）</p> <p>国・県からの権限委譲を受けることができる。また、要請もできる。</p> <p>（一部事務組合の場合、法において特段の規定がない）</p> <p>〔現行の権限委譲〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬類取締法の消費の許可 市及び消防を行う広域連合 ・ 液化石油ガス法の設備工事届 市町村及び消防を行う広域連合

<県内の状況> 羽島郡広域連合

3 事務の委託方式

地方自治法第252条の14

効果	委託を受けた団体は、委託の範囲内において、自己の事務とする権限を有し、委託をした団体は、委託した事務を管理執行する権限を失う。
特色	組合相互間又は組合と市町村間においても事務の委託は可能

<県内の状況(H19.4.1現在)>

受託市町村	委託元市町村	委託内容
岐阜市	瑞穂市	旧・穂積町の地区の消防事務(消防団事務を除く)
高山市	白川村	白川村の消防事務(消防団事務を除く)
養老町	大垣市	旧・上石津町の地区の消防事務(消防団事務を除く)

提 言

岐阜県消防広域化推進計画検討委員会として、次のとおり提言する。

推進計画の期間中（平成24年度までを目途）に実現すべき消防体制としては、地域の事情をふまえた市町村の自主的な判断に基づき、取り組み可能としている市町村の組合せで、広域化を推進することが適当である。

なお、岐阜県における望ましい消防体制は、広域化の効果が最も大きくなる「県内全域を対象とした1消防本部体制」であると考えられることから、推進計画による広域化が実現した後は、早期にこの体制を実現できるよう、消防関係者が鋭意検討していくことが必要である。

第1段階 推進計画による広域化の取組

（広域化対象） 広域化に取り組むこととする市町村による広域化の実現

（実現時期） 平成24年度までを目途



第2段階 推進計画による広域化実現後における広域化の取り組み

（広域化対象） 県内全域を管轄とする1消防本部体制の実現

（実現時期） 可能な限り早期に実現すること



「県内1消防本部体制」の実現

平成20年2月18日

岐阜県消防広域化推進計画検討委員会

「消防指令業務の共同運用」について

今回の広域化においては「一部事務組合、広域連合又は事務委託」という手法による取り組みを広域化と定義しており、複数の消防本部における消防指令業務を一カ所の消防指令センターにおいて共同で運用する「消防指令業務の共同運用」については、広域化で求められている手段ではないものの、消防体制の充実強化には有効である。

本検討委員会の検討結果は次のとおりである。

1 効果

広域化における消防指令業務と同様に、一定の効果がある。

- ① [共同の部隊運用が可能な場合] 初動体制における迅速性・対応力の向上
- ② [共同の部隊運用が可能な場合] 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 指令業務の共同化による現場活動要員の増強
(例) 県内全域で広域化した場合に再配置可能な指令員の人数 101人
- ④ 専従の指令員を確保することでの効果的な教育の実施と、業務の高度化
- ⑤ [指令業務を県内で一元化できる場合] 「救急指導医の常駐化」など効果的な救急搬送体制の実現性の向上
- ⑥ 指令設備の一元的整備による経費節減

(例) 県内全域で広域化した場合、単独整備に比べて削減可能な整備経費 22億円

2 課題

次のような課題があり、十分な調整が必要である。

- ① 現状、消防本部では、地域の実情や現有体制に応じて部隊編成を行い、消防長の指揮のもとで運用しており、1次出動以降の2次・3次出動（非番対応を含む）や、消防団との連携など、総合的に対応している。共同運用は、市町村合併や広域化のように組織を統合せず、消防指令業務を共同で運用（＝消防長が複数存在し、かつ部隊運用が異なった状態）するため、各消防長と指令部門との緊密な連携や、地域の実情・運用に精通した指令員の養成が必要である。
- ② 全消防本部を対象するような大規模な共同運用に取り組む場合、既設の消防施設では対応できないため、消防指令センターの建設が必要である。（共同運用は、今回の広域化の手段ではないため、国の財政支援にある施設建設に有利な起債を活用できない。）

3 今後の取り組み方

推進計画における広域化及び消防救急無線のデジタル化の整備との整合を図りながら、取り組み可能な消防本部においては、「消防指令業務の共同運用」の導入を検討していくことが有効であると考えます。

[補足] 消防庁が消防指令業務の共同運用についてまとめた報告書「消防指令業務の広域化（共同運用）に関する調査検討会報告（H19.3）」において、検討の進め方として、「**消防本部が十分な大きさになるための広域化を検討するのが先決であり、現実的に広域化が困難な場合には、次善の策として、せめて消防指令業務の共同運用だけでも進めるのが望ましい**」としている。